

平成27年6月22日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月22日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、公共交通(乗合タクシー)に関する魚沼市タクシー協会からの要望事項について説明を受け、執行部の今後の対応について質疑を行った。
議会報告会の要望等事項の取扱いについては引き続き慎重に調査することとし新たな委員会へ申し送りすることとした。
その他で、魚沼市小出郷文化会館管理業務について執行部より説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書提出を求める請願
- (2) 陳情第4号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書
- (3) 議案第56号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第69号 財産（高規格救急自動車）の取得について

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・公共交通(乗合タクシー)について
 - ・議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
- (6) その他
 - ・魚沼市小出郷文化会館管理業務について

3 日 時 平成27年6月22日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 関矢孝夫

8 説明員 大平市長、角家総務課長、酒井企画政策課長、堀沢財政課長、佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、栳沢消防長、小峯まちづくり室長、猪又文化振興室長、横山警防課長

9 書 記 小幡議会事務局長、櫻井議会事務局次長

10 経 過

開 会 (10:00)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会

に付託されました議案について審査願います。

(1) 請願第4号 安全保障関連法案に関する意見書提出を求める請願

星委員長 日程第1、請願第4号、安全保障関連法案に関する意見書提出を求める請願を議題とします。最初に、紹介議員であります関矢孝夫議員に説明を求めます。

関矢議員 請願第4号、安全保障関連法案に関する意見書提出を求める請願について紹介議員を代表して説明をさせていただきます。請願の提出者は魚沼九条の会であります。紹介議員は佐藤敏雄議員、大平恭児議員、そして私、関矢孝夫であります。政府が昨年7月に閣議決定しました集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連11法案を本国会に提出、衆議院の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で5月27日から実質審議をスタートいたしました。この間6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として呼ばれた3人の憲法学者全員が集団的自衛権行使は憲法違反と指摘し、合憲性が問われる事態となっております。また本日の新聞によりますと共同通信が20日、21日に実施した全国電話世論調査によりますと、安全保障関連法案が憲法に違反していると思うとの回答は56.7%、違反しているとは思わないは29.2%、安全保障関連法案に反対が58.7%、賛成が27.8%、また安倍政権が法案について十分に説明をしていると思わないは84%、十分に説明していると思うは13.2%という結果を本日報道しております。このようなことから、請願の趣旨もありますように、魚沼市民の将来の人生と場合によっては生命にも関わるこの度の案件について、市民を代表する魚沼市議会として国会に対し、結論を急ぐことなく、慎重に対応することを求める意見表明を行っていただきたいという請願でございます。委員各位の賢明なるご判断をよろしく願います。

星委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。関矢議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。まず反対者の発言を許します。反対者の討論はありませんか。(なし) 次に原案に賛成の発言を許します。

大屋委員 先ほど関矢議員のほうから説明がありましたように世論調査をしても、今の国会審議の中では84%が十分な説明がないと、このような回答がある中で請願にもありますように十分な議論を尽くし、結論を急がずに国会ではやっていただきたいという趣旨に賛同いたします。私自身は6月4日の憲法学者3人がやはり今回の保障関連法案については違憲だというふうに発言しておりますけれど、これは非常に重たい発言だと思います。そういう点も含めて、十分に国会で審議をしていただきたいというふうに考え、この請願に賛成するものであります。

星委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから請願第4号、安全保障関連法案に関する意見書提出を求める請願を採決します。お諮りします。本案を採択することに異議ありませんか。(異議なし) よって請願第4号は採択するものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議で採択された場合の意見書発議

について協議します。意見書（案）を配布します。配布漏れはありませんか。（なし）それでは事務局長から朗読させます。

小幡議会事務局長 （意見書（案）朗読）

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは本会議で採決されたときには委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定されました。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩（10：12）

再 開（10：15）

星委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

（２）陳情第４号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める 陳情書

星委員長 日程第２、陳情第４号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書を議題とします。本案に関し執行部に確認しておきたいことがありますら発言を許します。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論はありませんか。まず反対者の討論を許します。ありませんか。（なし）賛成者の討論を許します。

高野委員 この陳情の関係については、今、非常に問題になっており、世界的にも非難されているということを聞いております。その中で日本ではこれに対するヘイトスピーチ規制なり、人種差別禁止法なりが、今のところ、まだありません。そういうことでこの国が明確にそういう人種差別なり、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを禁止することをしっかり表明するということは、2020年の東京オリンピックを控えて国際的には非常に意義があり大事なことだと思いますので、ぜひこのことについては全会一致で採択していただきたいと思います。

星委員長 ほかに討論はありませんか。（なし）これで討論を省略し、採択することに決定いたしました。これから陳情第４号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書の採択に関する陳情を採決します。お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって陳情第４号は採択すべきものと決定されました。本陳情を採択としましたので本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書（案）の配布をします。配布漏れはありませんか。それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 （意見書（案）朗読）

星委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには委員長が提出者となり、

委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よってそのように決定されました。しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10:18)

再 開 (10:20)

星委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

(3) 議案第 56 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

星委員長 日程第 3、議案第 56 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明ありませんか。

角家総務課長 特にありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 56 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 69 号 財産(高規格救急自動車)の取得について

星委員長 日程第 4、議案第 69 号、財産(高規格救急自動車)の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

栢沢消防長 それでは議案第 69 号、財産(高規格救急自動車)の取得について補足として説明させていただきます。19 日の本会議の席上において佐藤肇議員から高規格救急自動車の積載品の耐用年数について質疑がありましたが、その件についてでございます。傷病者観察モニター、自動心肺蘇生器、人工呼吸器等の主な物につきましては、定期的に保守点検を行いながらにしても耐用年数について 7 年から 8 年になっております。それらは全て現在使用している救急車と同時に整備しておりますので、12 年の経過となっております。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 69 号 財産(高規格救急自動車)の取得についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、

議案第 69 号、財産（高規格救急自動車）の取得については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）所管事務調査について

・公共交通(乗合タクシー)について

星委員長 日程第 5、所管事務調査についてを議題とします。公共交通(乗合タクシー)について、昨年(2017)の 8 月 25 日付けで市長あてに提出がされている要望書の回答について、執行部から説明を求めます。

酒井企画政策課長 (資料「要望者に対する回答」により説明)

星委員長 質疑はありませんか。

大屋委員 回答が昨年(2017)の 9 月 16 日(2017)にあつて、半年以上が経つたがまだ協会との話し合いがなされていないが、その辺の経過、ある程度の期間があつたにもかかわらずなぜできなかったのか何か理由はあつたのか。

酒井企画政策課長 公共交通協議会においてアンケート等調査を実施していたこともありその結果を踏まえて検討することもありました。もともと乗合タクシーの増便につきましては、地域の要望等を含めて検討することですし、業界と話をすることも大事ですが前段として実情をもう少し把握しないと進めないということで現在検討しているところです。

大屋委員 9 月になると回答を出してから 1 年(2018)が経つんですが、いつごろ協会との話し合いを持つ予定ですか。

酒井企画政策課長 公共交通協議会において、魚沼市地域公共交通網形成計画の策定を進めています。この中で、話を進めていかなければと思つていますので、遅くとも年度内にはまとめますが、その後の話とさせていただきたいと思つています。

高野委員 乗合タクシーの件は、小出病院の体制が変わつたということで、かなりこれから影響するのではないかと考えますがその辺の影響はないか。

酒井企画政策課長 公共交通としましては、路線バスは今のところ小出病院敷地内に入れなないコースになっています。そのような中で今現在、新病院の方で乗合タクシーの場所は次の段階で確保したいと思つていますので、先ほど話をさせていただきました次期の公共交通計画の中でその辺を含めて検討していく必要があると考えています。

星委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わります。公共交通(乗合タクシー)につきましては、市民に密接に関係する市民サービスと考えます。当委員会としては、今後も引き続き慎重に審査していくこととし、本件につきましては以上としたいと思つています。よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

（５）所管事務調査について

・議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

星委員長 次に、議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについてを議題といたします。配布の議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについての依頼に基づき検討をお願い

いしたいと思います。当委員会の該当は、No.4からNo.24及びNo.35の22件です。このうち「A」区分の12、21、23、24について、検討します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議より、取扱い等を協議したいと思います。

休 憩（10：32）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：40）

星委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。休憩中に意見交換等で協議いただきました。取扱いの「A」区分の4項目「防災士の組織化、手をふろう条例、人口減少、北部地域の学区再編」につきましては、当委員会の重要な審査事項でありますので、委員会として、これらの意見等を踏まえ、スケジュール等を考慮しながら、今後も引き続き慎重に調査していくこととし、次期総務委員会へ引き継がせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定いたしました。

（6）その他

・魚沼市小出郷文化会館管理業務について

星委員長 日程第6、その他を議題といたします。魚沼市小出郷文化会館管理業務について執行部から説明を求めます。

佐藤市民課長 （資料「魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託実施計画」により説明）

猪又文化振興室長 （資料「魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託実施計画」により補足説明）

星委員長 質疑はありませんか。

高野委員 3ページの利用料金の減免の件ですが、設置者と協議するということですが、具体的なイメージはどのように考えられているのか。

猪又文化振興室長 まず青少年関係につきましては条例と同様の形で減免を行っていかうと思います。そうした中で今現在の減免で公平に使えるかどうかという部分について条例の見直しを行いながら料金減免の基準を定めていきたいと考えています。

星野委員 今ほどの話ですと来年、平成28年4月1日の民営化移行は極めて困難な状況とのお話ですが、そのような中で今後民営化に移行していく方向だと思われませんが、どのような方向で進めていくのか、どの辺にめどを置いてやっていくのか。

佐藤市民課長 これからのスケジュールですが今現在まだ実施計画がまとまっていません。基本計画を受けての実施計画となりますが、基本的には市民が主体となって財団法人を設立して文化会館の運営を行っていくことになっています。実施計画の中ではより具体的な内容になっていますが、市民協働検討会議の中では、この方式でいいのかというような疑問も出ておりますので、その辺も検討しながらどういった形態がいいのかまだ検討する部

分もありますので、もう少し時間がかかります。最終的な民間移行の時期は、指定管理についてもそれぞれの準備が必要ですが、遅くとも平成 29 年度中には民間委託できるかどうかを含めやりたいと考えています。

星委員長　ほかにありませんか。(なし) 魚沼市小出郷文化会館管理業務につきまして、今ほど説明がありました。文化会館の運営・管理におきましては、指定管理(民営化)等の大きな課題が進行中です。当委員会としては、これらの意見等を踏まえ、今後も引き続き慎重に調査していくこととし、新委員会へ申し送りさせていただくということで、まとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会 (10 : 55)